

令和 6 年

1 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和6年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年1月12日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（29名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高祐二郎	委員				9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（1名）

8 番 五十嵐弘樹 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
調整主任 元木由紀子
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第5号 農用地利用集積計画について
議第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ご案内の時間になりましたので、ただいまから令和6年1月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、例年、1月と4月、農業委員憲章の唱和を行っております。

土田会長職務代理よりよろしくお願いいたします。

○土田治夫 会長職務代理者

おはようございます。

皆さん、それではご起立お願いしたいと思います。

それでは、農業委員憲章の唱和をお願いいたします。

私が本文のそれぞれの「一つ、農業委員会は」まで読み上げますので、引き続き本文をご唱和願います。

農業委員会憲章。

私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業、農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

ありがとうございました。ご着席ください。

○村岡事務局長

それでは、開会に当たりまして、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。齋藤会長よりよろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席は、8番 五十嵐弘樹委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長に一任願います。
議事録署名委員に、6番、佐藤良委員、7番、吉高祐二郎委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について17件、2、農地法第5条届出書の受理について1件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について1件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について13件、以上、32件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方いましたらお願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議案書14ページをお願いします。
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、こちらについてですが、令和元年10月に農業委員の農地転用に係る不祥事が続けて発生したことを受け、令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。その趣旨にのっとり、農業委員会の法令遵守の徹底について申し合わせ、決議をするものでございます。
なお、この申し合わせ決議につきましては、全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人山形県農業会議より、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年12月または1月の農業委員会総会で決議するよう通知が来ているものであります。
15ページをご覧ください。
農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について読み上げさせていただきます。
私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年1月12日、酒田市農業委員会。

以上、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてお諮りいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

◎議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請については13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、16ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田1番です。広野の田1筆、その他賃貸借権の設定です。10アール当たりの賃借料が1万円で、10年間の期間設定となります。こちらは、農地が市街化区域のために農地法第3条の申請となっております。

続きまして、酒田2番、新堀の田23筆、その他、使用貸借権の設定です。こちらは、年金を伴わない経営移譲となっております。

酒田3番、4番、関連で、同じ受け人になります。

酒田3番が、父名義の落野目の田3筆、酒田4番が、祖父名義の落野目の田11筆をそれぞれその他使用貸借権の設定で、こちらも年金を伴わない経営継承のためです。

酒田5番、生石の田1筆、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格です。酒田5番が11万円となっております。

続きまして、酒田6番です。小牧の田1筆、相手方の要望、所有権移転で、こちらは贈与となっております。

酒田7番、漆曾根の田4筆、その他使用貸借権の設定です。こちらは、今まで法人に貸付けしていたものを解約し、息子に使用貸借するものです。受け人は認定農業者の取得予定です。

続きまして、酒田8番、勝保関の田1筆、その他使用貸借権の設定です。こちらは、経営主は受け人になっていますが、この1筆だけ渡し人の母親名義のために使用貸借を結ぶものです。

酒田9番、上興野の畑と田合計3筆を相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料をご覧ください。

酒田9番、10アール当たりの売買価格が1万8,600円となっております。

続きまして、酒田10番と酒田11番、関連になります。

酒田10番、坂野辺新田の畑1筆、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料の1ページをご覧ください。

こちらの10アール当たりの売買価格が、10アール当たり35万円です。

次が酒田11番、黒森の畑1筆、相手方の要望、所有権移転で、10アール当たりの売買価格が30万となっております。こちらは酒田10番の渡し人が農事組合法人〇〇に所有権移転して、酒田11番で代替地として畑を購入するものです。こちらは、売買価格の関係で3条申請となっております。

続きまして、酒田12番、浜中の畑1筆、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料をご覧ください。

1ページ、酒田12番、10アール当たりの売買価格が4万800円となっております。受け人が新規就農者となっていますので、2ページから4ページをご覧ください。

2ページ、就農エントリーシートです。

受け人が〇〇、名前の読み方が〇〇となります。40歳で、鶴岡市農業経営者育成学校を受講していた方となっております。卒業後は就農するという事で、住居は鶴岡市湯野沢に購入しています。経営面積は、今回所有権移転をする農地を合わせて76.1アールで、浜中では畑10アール、その他は鶴岡市内の畑で66.1アールということです。資金の確保は、自己資金のほかに農業次世代人材投資資金の補助を申請する予定となっております。農機具は、トラクターを1台所有しているということです。

それでは、3ページの農地利用計画シートをご覧ください。

営農作物については、鶴岡市内でだだっちゃ豆とキャベツ、浜中の農地では、ニンニクの栽培予定です。栽培指導は、研修先の農家から引き続き研修を受けるということで聞いております。

4ページをご覧ください。

農地利用についての確認書で、農地の利用要件を確認していただいて、署名をいただいております。酒田12番は以上です。

それでは、松山地区お願いします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

引き続き松山地区です。

松山1番、千葉県浦安市、〇〇から宮城県仙台市、〇〇へ、北町33番の5、畑1筆の賃貸借となります。こちらは、3,000円の3年、新規となります。価格は10アール当たり6,000円からの割り返しとなります。当該農地は、浦安市の〇〇の松山地区の実家に隣接する畑でございまして、令和5年2月にお母様が亡くなられた後は空き家となり、管理されておりました。このたび空き家となっていた実家が売却されまして、新たな所有者となる〇〇より、隣の土地の畑で家庭菜園を行いたいとの希望がございまして、このたび〇〇と賃貸ということで合意されたものです。なお、新しく家の所有者となりました〇〇は、非農家でございまして、新規就農者としてご登録をいただく形となりました。

別紙資料の5ページの就農エントリーシートをご覧ください。

今回、貸手である〇〇の旧実家を購入し転入する予定でございます〇〇が、奥様と一緒に新規就農

し、自家用作物として、ネギ、ジャガイモ、ナスなどを栽培していくものでございます。農機具に関しましては、耕運機や草刈り機などを購入する予定とのことです。

5 ページをご覧ください。

労働力は、〇〇、49歳、ご本人様と、あと41歳の奥様がいらっしゃいまして、お二方でこちらの家庭菜園を管理していくと聞いております。また、指導者のほうでございますが、〇〇のお母様が以前、農家をされていたということで、お母様からご指導をいただくということを伺っております。

7 ページ、農地利用についての確認書で、農地の利用要件を確認していただいて、署名をいただいております。

なお、〇〇の仙台の住所は、申請期である12月18日時点のものとなります。今後、酒田に転入された後、3年間の賃貸後には、こちらの畑を購入することを予定しております。

以上、松山の案件となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

1月5日に第2班による農地調査委員会を行っております。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

1番、莊司さん。

○1番 莊司太郎委員

1番、莊司です。

松山1番について、借受人は宮城県から酒田市に移住される予定であります。今回、新規就農も元農家である親族の応援を受け、3年後には畑を所得する方向で頑張りたいと伺っております。各種要件面も満たしており、新規就農することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○齋藤 均 議長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第2号については許可決定といたします。

◎議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

説明いたします。

酒田1番、浜中の畑2筆、転用理由が住宅敷地、農地区分が農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性低い農地で、2種農地の判断をしております。許可基準が、日常生活上必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しております。

別紙資料の9ページ、10ページの図面をご覧ください。

浜中集落内の国道112号線の西側に位置する農地で、10ページの案内図をご覧ください。

現在の住居の北側に申請人夫婦が新しい住居を新築するということで、この計画になっております。

続きまして、酒田2番です。浜中字八間山の現況畑の山林1筆です。転用理由が砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は1年間の一時転用です。採取量は5万4,417立米です。通常の砂採取による転用は、砂採取業者が土地所有者より土地を賃貸借して行うため、農地の権利移動を伴う農地法第5条による申請となり、全体をこの後の農地法第5条の議案でご審議いただきますが、議案にある浜中字八間山1181の1筆分、砂採取業者の所有のため、権利移動のない農地法第4条の申請となっております。

別紙資料の11ページの図面をご覧ください。

場所は、赤川の北側、全農堆肥センターの西側になります。

12ページの全体計画図をご覧ください。

今回の砂採取が全体5計画のうち、最終の5回目となります。

4条部分は、右下部分の1筆となります。こちらはもともと山林でしたが、前回4回目の砂採取により畑扱いになったもので、5回目の砂採取後は、耕作道とそののり面となり、作付はされない予定です。

説明は以上です。

現地のスライドを準備しておりますので、酒田2番については、この後の農地法第5条のご審議をいただくときにご覧いただきますので、酒田1番の案件のみをご覧いただきたいと思いますので、少々お待ちください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○齋藤 均 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田1番の現地調査の結果を17番、高橋公基委員より報告願います。

○17番 高橋公基委員

17番、高橋です。

酒田1について、事務局と現地確認を行いました。浜中集落内に位置する農地で、周辺への農地への影響もなく、住宅敷地としての大きさも適正であると思われますので、許可には支障がないものと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○齋藤 均 議長

続いての酒田2番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第3号については許可決定といたします。

◎議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

酒田1番です。

広野の畑1筆、転用理由が住宅敷地、所有権移転です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地の判断をしております。許可基準ですけれども、日常生活上必要な施設で、集落に接続ということで許可可能と判断しております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が801万4,000円となっております。

図面13ページ、14ページをご覧ください。

広野地区の奥井集落の北側に位置して、市街化区域の錦町と接する農地となっております。こちら

は、必要な面積を分筆して新築するものとなっております。

続きまして、酒田 2 番です。

先ほどご審議いただきました農地法第 4 条、酒田 2 番の砂採取案件の関連となります。

浜中字八間山の畑、合計 44 筆、転用理由が砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は 1 年間の一時転用です。採取量は 5 万 4, 417 立米で、最大掘削深は 7.8 メートルとなっております。

別紙資料の 11 ページをご覧ください。

先ほどご説明したとおり、場所は赤川の北側、全農堆肥センターの西側になります。

12 ページの全体計画図をご覧ください。

今回の砂採取が全体計画のうち、図面左側の 5 回目採取となり、南側の農道と接する箇所が 5 メートル、西側の隣地と接する箇所は 3 メートルの保安距離を取って採取する計画となっています。

また、採取地の北東の位置から北側の市道に向かって搬出通路を取る計画となっております。

15 ページから 32 ページについては、造成後の耕作確約書になり、栽培作物は柿やイチジクなどとなっています。

説明は以上です。

それでは、現地のスライドを準備しておりますので、少々お待ちください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12 番 兼山宏勝委員

12 番、兼山です。

議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前でございますが、5 条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田 1 番の現地調査の結果を 28 番、田村晴久委員より報告願います。

○28 番 田村晴久委員

28 番、田村です。

酒田 1 について、12 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。奥井集落の北部に位置して、市道に隣接する畑で、周辺への農地への影響もなく、住宅敷地としての大きさも適正であると思われますので、許可には支障がないものと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

○齋藤 均 議長

続いての酒田 2 番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

13 番、尾形委員。

○13 番 尾形大介委員

13 番、尾形です。

別紙資料、酒田の 2 番の砂利採取ですけれども、確約書を見ますと、365 日はいいんですけれども、従事日数がゼロの人もいますし、作物が果樹だけ書いてあって、具体的な作物名が書かれていない人もいますので、書き方が雑になっているような気がします。

○安倍農地係長

申請いただくときに、確約書ということで造成後の営農計画について記入して提出してもらって

るものになりますので、書き方について、形式的にはならず実際の営農に直結する形の記載をする指導をしていきたいと思います。

○齋藤 均 議長
尾形委員。

○13番 尾形大介委員
分かりました。ただ、議案審査、調査委員会など2回ほど見ていると思いますので、総会までに確認をお願いします。

○齋藤 均 議長
今のは意見として承りたいと思います。
進めます。
ほかに何かご質問ございませんでしょうか。
ありませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第4号については許可決定といたします。

◎議第5号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長
続きまして、議第5号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長
議第5号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定19件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、農用地利用集積計画について、23ページをご覧ください。
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認いただいております。
それでは、1、一般事業、所有権の移転、公示予定年月日は令和6年1月17日です。本楯1番、大豊田の田3筆、5,087平米、10アール当たりの対価が60万円で、総額305万2,200円です、移転の時期、支払い時期はともに令和6年5月31日で、譲受人の方は認定農業者となっております。
続きまして、24ページ、一般事業、利用権の設定です。
予定日は、同じく令和6年1月17日です。
本楯1番、1万円の10年の新規設定。

上田 1 番、1 万円の30年の更新。

上田 2 番、3 番、4 番、5 番が関連で、同じ貸付人になります。こちらは4件とも1万円の10年の新規設定です。

東平田 1 番、1 万円の10年の新規設定です。

中平田 1 番、2 番、酒田 1 番関連で、同じ貸付人になります。

中平田 1 番が2,500円、8,000円、1 万円の 1 年間の新規設定です。

中平田 2 番、酒田 1 番が 1 万円の 1 年の新規設定となります。

広野 1 番、1 万円の10年の新規設定です。

広野 2 番、1 万円の10年の更新です。

浜中 1 番、3,000円の 3 年の新規設定です。山林地目については現況畑となっております。

八幡地区お願いいたします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡 2 件になります。

八幡 1 番と 2 番、関連になります。受け手が同じ農地組合法人で、いずれも賃借料が 1 万円、10 年、更新になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。

平田 1 番、賃借料5,000円、10年の更新です。

平田 2 番、こちら物納になります。10アール当たり米63キロ、20年の更新です。

平田 3 番、1 万円、9 年の新規です。9 年の理由ですが、昨年同じ地主と契約した終期に合わせたものになります。

平田 4 番、1 万円、10年の更新です。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第 5 号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第 5 号 農用地利用集積計画についてを計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第 5 号については計画決定といたします。

○齋藤 均 議長

続きまして、議第6号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第6号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、山形農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

令和5年4月に基盤法が改正され、集積事業が中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に一本化されましたが、令和7年3月の2年間の地域計画が策定、公告されるまでは経過措置として、従来の集積計画での手続が可能で、中間管理事業についても一括方式の集積計画が可能となっております。

別紙資料の33ページのフロー図をご覧ください。

酒田市は地域計画ができておりませんので、新規契約と再契約は先ほど説明しました経過措置で一括方式による集積計画の手続になります。受け手変更のための移転については、一度既存契約を解約した後、一括方式で手続するか、または、新制度の促進計画による移転の手続をするかのどちらかになりますが、一度既存契約を解約した後、一括方式で手続する方法では利用者に手続の負担が大きくなります。

そこで、別紙資料34ページの右側をご覧ください。

促進計画での移転を行うため、農地中間管理機構である山形農業支援センターに促進計画を定めるよう要請が必要になり、昨年11月定例総会において議決をいただき、促進計画策定の要請をしております。その要請を受けまして、山形農業支援センターより議案書29ページのとおり、中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があり、認可してよいかをご審議いただくものです。なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律では、県知事の認可を受けなければならないとされていますが、酒田市では、山形県より令和5年4月に認可を行う権限の委譲を受けておりますので、酒田市において認可するものです。

それでは、内容をご説明します。

昨年11月定例総会で要請のご審議をいただいたときと同じ内容になりますが、議案書の31ページから41ページをご覧ください。

こちらが受け手変更のための移転で、11件、103筆、移転の理由として主なものが経営移譲のためとなっております。

次に、42ページをご覧ください。

こちらの1件2筆になりますが、所有者不明農地の貸し借り案件となります。所有者不明農地の貸し借りは、所有者の探索や県知事裁定などの手続を経て、中間管理機構を通して貸し借りが可能です。移転の案件と同様に、促進計画での手続が必要になります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第6号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題なしとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について許可することといたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年1月定例総会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会